

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の
施行に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

平成 27 年 10 月 13 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「社債、株式等の振替に関する命令」（平成14年内閣府・法務省令第5号）等の法令により、支払調書に記載すべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した個人番号を含む特定個人情報について、金融庁告示において金融庁長官が定める場合には、外国株券等保管振替決済制度を利用して、外国株券等口座管理機関から機構に提供することとされている。

機構では、番号法及びその他の法令に基づき、外国株券等口座管理機関及び機構の間における個人番号及び法人番号（以下、両者を合わせて「共通番号」という。）の授受の具体的な方法等について関係者を交えた検討を行い、平成25年7月に「外国株券等保管振替決済制度における番号法対応要綱」として取りまとめて公表（その後公布された政省令等を踏まえて平成26年10月に改訂）したところである。

平成27年4月に公布された番号法の施行期日を定める政令において、番号法のうち個人番号の利用に関する規定の施行日（個人番号の利用開始日）が平成28年1月1日と定められたことから、上記の要綱に基づき、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「規則」という。）及び「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則」（以下「細則」という。）の一部について所要の改正を行うこととする。

2. 外国株券等保管振替決済制度における改正概要

（1）共通番号の提出

外国株券等機構加入者は、外国株券等実質株主から共通番号の届出を受けた場合には、外国株券等実質株主に関する資料等に当該共通番号を含めて機構に提出するものとする（当該外国株券等機構加入者が自己の顧客である金融商品取引業者等から当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主に関する資料等の対象とする委託を受けている場合に、当該金融商品取引業者等が当該顧客から共通番号の届出を受けているときは、当該共通番号についても外国株券等実質株主に関する資料に含めるものとする。）。

（規則第76条）

（2）共通番号情報の安全を確保するための措置

外国株券等機構加入者は、番号法第19条第10号に規定される特定個人情報の安全を確保する

ために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）で定められる措置を講ずるものとする。

また、外国株券等機構加入者が機構に対して行う番号法施行令第25条第2号に規定する体制（提供する特定個人情報漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制）の整備に係る確認については、外国株券等機構加入者は、機構の開示を確認することにより行うものとする。

（規則第81条の3、細則第44条）

（3）その他

その他所要の規定の整備を行う。

（規則第2条、第85条、細則第5条、第39条、別表1）

3. 施行日

平成28年1月1日から施行する。

以上